

# 秋田県任意自動車保険仕様書

秋田県出納局財産活用課

## 1 保険期間

令和8年5月19日午後4時から令和9年5月19日午後4時まで

## 2 保険料の支払方法

一括前金払

## 3 保険対象車両

(1) 県が所有する全ての自動車等。ただし、警察所管車両等別に保険に加入する自動車等及び貸付け又は専ら構内作業に使用する自動車等を除く。

(2) 県が(1)以外に長期賃貸借契約を締結して使用する自動車等。

## 4 対象車両の車種及び台数(令和8年4月1日現在把握している台数)

(1)	大型特殊	40
(2)	普通乗合	11
(3)	普通乗用	116
(4)	普通貨物(2t超)	7
(5)	普通貨物(2t以下)	10
(6)	普通特種	69
(7)	小型乗用	168
(8)	小型貨物	265
(9)	小型特種	10
(10)	小型特殊	26
(11)	軽自動車乗用	30
(12)	軽自動車貨物	35
(13)	原動機付自転車	1
	計	788

## 5 加入条件

### (1) 対人賠償保険

免責なし無制限とする。

### (2) 対物賠償保険

免責なし300万円とする。

### (3) 人身障害保険

1名につき3,000万円(契約車両搭乗中のみ)とする。ただし、乗合車両及び身体障害者輸送車両については、1事故の限度額を9億円とする。

### (4) 保険料の変更

加入対象車両の増減に伴う保険料は、保険期間の終了までに変更手続を行うものとする。

### (5) 運転者

運転者は、県職員(会計年度任用職員を含む。)及び県の各委員会に勤務する者とする。

ただし、一部の車両については、委託業務受託業者の社員又は車両借受人が運転する場合がある。

### (6) その他

- ① 対象車両に事故があった場合は、示談交渉を行うこと。また、このことについて約款に明記すること。
- ② 1日24時間、1年365日を通じて事故発生時の対応を行うこと。
- ③ 自賠償保険の範囲内の事故についても、自賠償保険会社に依頼せず初期対応からの全ての対応を行うこと。
- ④ 事故の相手車両の時価を超える修理費について、50万円を上限に保険金を支払うこと。
- ⑤ 保険加入に当たり県が提供した車両に関する所属部所及び登録番号等の諸情報について、常に県の求めに応じて電子データで提供すること。
- ⑥ 発生した事故の分析結果を提供すること。
- ⑦ 事故発生時に利害関係者に対して行った折衝等の内容を記録した資料を直ちに県に提供すること。
- ⑧ フリート契約に関しては、成績計算期間を2年として優良割引率を計算すること。

## 6 その他

この仕様書に定めのない事項又は契約後に疑義が生じたときは、秋田県出納局財産活用課と協議して決定するものとする。